

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A

「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」

公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

高齢者が住み慣れた地域において、地域とのつながりを維持しながら自立した日常生活が継続できることを目指し、介護施設での機能回復訓練のみでなく、スーパーマーケット等での買い物による歩行運動やその導入となる軽運動を行うことで、日常生活に近い環境でのリハビリテーションを可能とし、身体機能及び認知機能の維持・向上を図るとともに、社会参加活動の場の提供による閉じこもりや孤立の防止、地域住民同士の関係構築・維持による地域の支え合い体制づくりの推進を図る。

上記目的を達成するための事業である、介護保険法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス・活動A「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」を適切で効果的に実施できる事業者等を「公募型プロポーザル」方式により優先交渉権者として選考する。

2 業務概要

(1) 業務名

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」

(2) 業務内容

別紙「甲府市介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス・活動A「いきいき買い物（生きがい）リハビリ事業」仕様書（以下「仕様書」という。）」による。

(3) 履行期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）までとする。

事業の開始日については、市と協議するものとする。

(4) 委託料

仕様書による。

3 募集数

日常生活圏域の南エリアに事業所が所在する1事業者。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 仕様書に定める業務内容の履行及び人員配置が可能な法人又は個人であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

(4) 公告の日から契約締結日までの期間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 公告の日以前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 国税及び事業所等が所在する市町村の税を滞納していない者であること。

5 スケジュール

告示	令和8年8月12日（水）
質問の受付	令和8年8月12日（水）から8月21日（金）午後5時まで
質問への回答	令和8年8月26日（水）までに順次回答
参加申込書等の提出	令和8年8月28日（金）午後5時まで
現地調査	令和8年9月初旬～9月中旬
審査結果通知発送	令和8年9月中旬
業務委託契約締結	令和8年10月1日（木）

6 参加に係る必要書類の提出

「4 参加資格要件」を全て満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月28日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

甲府市役所本庁舎2階14番窓口（〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号）にある地域包括支援課へ持参又は郵送（締切日必着の書留郵便）にて提出すること。

持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送の場合は、書類到着の確認のために地域包括支援課に必ず電話連絡すること。

電話番号：055-237-5484（直通）

(3) 提出書類

以下のとおりとし、添付書類は各様式に記載の留意事項を確認すること。

ア 個人として応募する場合

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ②事業提案書（第3号様式）
- ③誓約書（第4号様式）
- ④納税証明書（未納のない証明）

イ 法人として応募する場合

- ①公募型プロポーザル参加申込書（第1号様式）
- ②会社概要等整理表（第2号様式）
- ③事業提案書（第3号様式）
- ④誓約書（第4号様式）
- ⑤事業者が所在する市町村の納税証明書（未納のない証明）

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和8年8月12日（水）から令和8年8月21日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書（第5号様式）により、電子メールで提出すること。

送信後に受信確認のため地域包括支援課に必ず電話連絡すること。

メールアドレス：huktshien@city.kofu.lg.jp

電話番号：055-237-5484（直通）

(3) 回答方法

令和8年8月26日（水）までに甲府市ホームページ上で順次掲載する。なお、質問のあった参加申請者名は公表しない。

(4) 留意事項

ア 本要領及び仕様書、各様式の内容以外に関する質問には回答しない。

イ 口頭による個別対応は行わない。

8 選考

(1) 選考方法

参加資格要件や提出書類の確認、現地調査・ヒアリングを行う。なお、現地調査の際、審査に必要な場合、追加書類の提示を求めることがある。

福祉部内に設置した選定委員会において、別紙優先交渉権者選考方法に基づき審査し、委託事業者の選考を行う。

(2) 審査結果

審査結果は各参加申請者に文書で通知する。また、甲府市ホームページに掲載する。

(3) その他

ア 本プロポーザルの審査に関する事項は非公開とする。

イ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

9 参加申請者の失格

参加申請者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 本要領「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

(4) 参加申請者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

10 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

11 辞退

参加申請後に辞退する場合には、参加辞退届（第6号様式）を提出すること。

12 その他

(1) 応募に関わる全ての経費は、参加申請者の負担とする。

(2) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(3) 市は、提出された事業提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。

(4) 市は、提出された関係書類等を返却しない。

- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加申請者が負うものとする。

1.3 連絡先

甲府市 福祉部 福祉支援室 地域包括支援課 地域包括支援係
住 所 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市役所本庁舎2階14番窓口
電 話 055-237-5484 (直通)
電子メール huktshien@city.kofu.lg.jp